

## 久喜市通勤通学者特急券購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市通勤通学者特急券購入費補助金交付要綱（令和6年久喜市告示第139号）を次のように改める。

題名中「特急券」を「特急券等」に改める。

第1条第1項中「東武伊勢崎線又は東武日光線の」を削り、「特別急行列車（以下「特急列車」という。）」を「特別急行列車又は座席指定制列車（次条及び第4条において「特急列車等」という。）」に、「特別急行券」を「特急券等」に改める。

第2条第3項中「「特急券」」を「「特急券等」」に、「特急列車」を「特急列車等」に改め、「特別急行券」の次に「又は座席指定券」を加える。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 本市への転入に当たり、新たに市内の住宅を購入した者（以下この号及び第7条において「住宅購入者」という。）又は住宅購入者と同一の世帯を構成する者であること。

第4条中「通勤又は通学」を「補助対象者が通勤又は通学」に、「特急券」を「特急列車等に係る特急券等」に改める。

第5条第1項中「1月につき特急券」を「特急券等」に、「月額10,000円」を「会計年度ごとに120,000円」に改め、同条第2項中「場合において」を「規定により算出した補助金の額に」に改める。

第6条を次のように改める。

(補助金の交付の回数等)

第6条 補助金は、一の会計年度につき1回の交付とし、補助対象者1人につき3回を限度とする。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

様式第1号（表）中「

特急列車  
利用区間

」を「

特急列車等  
利用区間

」に改める。

様式第1号（裏）を次のように改める。

## 4 特急券等利用計画

対象月	利用予定回数	利用予定額	補助金額
4月	回	円	円
5月	回	円	円
6月	回	円	円
7月	回	円	円
8月	回	円	円
9月	回	円	円
10月	回	円	円
11月	回	円	円
12月	回	円	円
1月	回	円	円
2月	回	円	円
3月	回	円	円
合 計	回	円	円

注) 補助金額は、特急券等の利用予定額の合計に2分の1を乗じて得た額とする。

ただし、会計年度ごとに120,000円を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## 5 補助対象の要件の確認及び調査等の同意

申請者及び同一の世帯を構成する者は、次の要件を満たします。また、この要件の確認のために、市が調査又は公簿等を閲覧することに同意します。（確認し、チェック☑してください。）

- 申請者及び同一の世帯を構成する者が、令和4年9月1日以降に本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- 申請者及び同一の世帯を構成する者が、市税、保険料、徴収金等を滞納していないこと。
- 申請者及び同一の世帯を構成する者が、久喜市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者ではないこと。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号、様式第4号及び様式第6号中「印」を削る。

様式第7号（裏）中「1月につき特急券」を「特急券等」に改め、「利用額」の次に「の合計」を加え、「月額10,000円」を「会計年度ごとに120,000円」に改める。

様式第8号、様式第10号及び様式第11号中「印」を削る。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。